

伊方町農業支援センターだより

Farmer's Communication Magazine For IKATA Member's

新規就農希望者を地域で育成しましょう！

西宇和みかん支援隊で相談を受けている研修者数は年々増加

平成26年度に設立し、活動を行っている「西宇和みかん支援隊」。
平成30年1月末の実績は次の通り。

(単位：人)

項目	H26	H27	H28	H29	就農者計
就農者		1	1	4	6
長期研修者	2	1	6	5	

就農希望者発掘のため、東京や大阪等で開催されるイベントに出展し来場者に西宇和地域とかんきつ農業をPR（新・農業人フェア、えひめ暮らしフェア等）。情報発信では、インターネットを活用し人材募集（農家のおしごとナビほか）。2泊3日で移住・就農の体験を行うツアーの企画や運営。等々を駆使して就農希望者を西宇和地域に呼び込んでいます。こちらに来てもらうと、体験・短期研修・長期研修で段階的に無理なく農業を知ることができます。西宇和みかん支援隊は、事務的手続きを行い受け入れ等の実働部分は西宇和管内の農業者のみなさんが担います。現在、受け入れチームとして活動しているのは7組織（川上、三崎、蔵貫、真穴、宮内、八協、大江）。この活動の成果として、就農者が6人。平成30年4月からは新たに2人が就農予定。長期研修者も増えてきています。このように、就農希望者が増加している今をチャンスととらえて担い手の育成を進めましょう。そのためには、受け入れ態勢を整える必要があり地元農業者のみなさんの理解と協力が必要です。

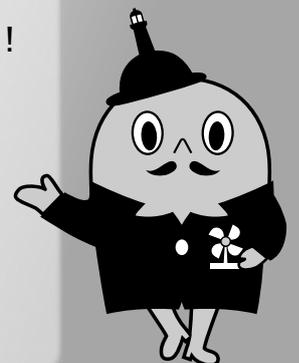


CONTENTS

1. 新規就農希望者を地域で育成しましょう！
2. 西宇和みかん支援隊 研修・就農実績 受け手が見つからない園地募集！！
3. 地域おこし協力隊員を紹介します（楠本隊員、立石隊員）
4. 三崎地区アルバイト事業・短期研修（大久保夫妻）
5. 今年のかんきつの価格（南柑20号ほか）
6. 各地区の農業者団体活動紹介（伊方地区青壮年同志会）
ニューフェイス紹介（中之浜 石崎剛基さん）
7. JAにしよう伊方支店リニューアル
8. 農業委員会からのお知らせ

伊方町イメージキャラクター

サボテンディー



No.22

企画発行 / 伊方町地域担い手育成総合支援協議会（伊方町農業支援センター内）
〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993-2
JAにしよう伊方支店 営農管理センター内
TEL (0894) 38-0311 FAX (0894) 38-1063

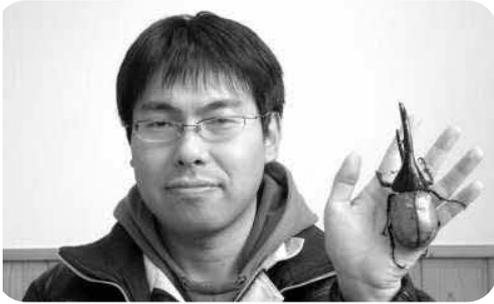
◆瀬戸・三崎地区の受付窓口◆
瀬戸支所地域住民室 TEL (0894) 52-0113
三崎支所地域住民室 TEL (0894) 54-0116

伊方町地域おこし協力隊員を紹介します

「地域おこし協力隊」とは・・・

都市住民など地域外の人材を人口減少や高齢化等の進行が著しい地方が新たな担い手として受け入れ、地方自治体の委嘱により地域おこし活動に従事してもらいながら3年間の活動後の地方への定住・定着を図る国の事業です。

伊方町では、今回農業関係の活動を進める「地域おこし協力隊員」2名が就任しましたので紹介します。



氏名 くすもと ひろき
楠本 博貴

年齢 35歳

出身 長崎県大村市

趣味 生物飼育、読書、テニス

応募動機 これまで昆虫や熱帯魚のブリーダー及び防虫業の経験があり、生き物と接することが多かったため、それらで培った経験や知識を瀬戸アグリトピアの自然体験学習にて生かそうと思い応募しました。また、ほぼ未経験ですが、農業分野にも関心があります。

仕事内容

- ・瀬戸アグリトピアの活用方法拡大及び学習機能の充実
- ・自然体験学習指導
- ・イベント企画
- ・地域支援

活動で感じる事

まだまだ駆け出しで手探りの状況ですが、施設周辺や町内全体など、自然体験に取り入れることが可能な素材が豊富に転がっているため、これからの活動が非常に楽しみです。また、役場や拠点施設の関係者をはじめ、地域の方々からも非常に親切にさせていただいており、日々の生活で大変助かっています。

伊方町の印象

細長く高低差のある地形なので、同じ伊方町内でも気候差があり、そこに生息する生き物にも特徴があるのではないかと思います。また、野鳥や蝶のアサギマダラ等、渡りをする生き物が豊富に見られるので、生き物が好きな私としてはとても興味深い場所です。

どんな町にしたいか?

伊方町は柑橘を主体とした農業が盛んで、高輝度青色発光ダイオードの開発でノーベル賞を受賞された中村修二先生の故郷でもあります。一次産業を含めた自然の良さを生かしつつ、新しい技術を取り入れる等、調和のとれた地域創りを目指していきたいです。



氏名 たていし まさや
立石 昌也

年齢 37歳

出身 大阪府大阪市

趣味 サッカー観戦

応募動機

将来的に柑橘で新規就農したいという思いを持っており、地域おこし協力隊として活動する中で、伊方町をPRし、地域を活性化する活動はもちろん、新たに伊方町で就農したいと思う方を増やす活動にやりがいを感じたことです。

仕事内容

- ・収穫・選別等の手伝い
- ・伊方町をPRするHP企画立案制作等

活動で感じる事

農業に従事する方の高齢化や後継者がいない等深刻な問題が多いと改めて感じます。

伊方町の印象

実際の気温よりも風の影響で寒いと感じました。

どんな町にしたいか?

農業に従事する方の高齢化等の問題とは無縁の活気溢れる町にしたいです。

農家の応援団が全国各地から三崎地区へ来町 ～ 昨年の県事業に引き続いての参加者も～

1月4日、三崎共選においてアルバイトと受入農家の対面式が行われました。昨年の県事業が農家に好評であったため、農家要望により協議会を設立し今年度も実施する運びとなりました。この日は、受入農家14名とアルバイト7名が参加。はじめに、増川共選長のあいさつ、参加者の自己紹介の後、受入農家とアルバイトの1月中の作業打ち合わせを行いました。アルバイト7名のうち、4名は昨年の県事業に引き続きの参加者です。

アルバイトのみなさんは、北海道や埼玉から車で来られている方もあります。

宿泊先は、女性4名は二名津地区の町営体験住宅、男性は三崎地区の企業社員寮。宿泊先から各園地には、自家用車やレンタカーで農作業に向かいます。収穫時期で非常に忙しい時の農家の力強い応援団であり、農家との交流も深めていきます。その中で、地元でない感覚で自然や文化に触れていただき町の良さを情報発信や口コミで拡げていただきます。



三重県から西宇和地区へ夫婦で農業体験 ～ 東京のふるさと回帰支援センターで愛媛みかんに出会う～

「西宇和みかん支援隊」の活動により、今回三重県出身の夫婦が1月15日から1週間づつ大江地区と三崎地区で短期研修を行いました。これまでの職業は、夫は運送業、妻は一般事務。移住と転職を併せて考えているときに、東京のふるさと回帰支援センターへ情報収集に行き西宇和みかん支援隊に出会ったようです。農業に対しては、「やりがいのある職業」。西宇和地区に対しては、「全国で有名な愛媛みかん。その特産品をつくらせてもらえるなら農業をやりたい」「耕作放棄地になるのがもったいない」と熱い気持ちを語ってもらいました。体験は、デコポン等の収穫や倉庫での果実の袋入れを行い「楽しい、黙々とできる。」とにこやかに話してくれました。伊方町の2週間の後、八幡浜・西予市管内で1ヶ月程度引き続き研修を行います。研修を受けた中から、是非伊方町を選んで就農して欲しいものです。

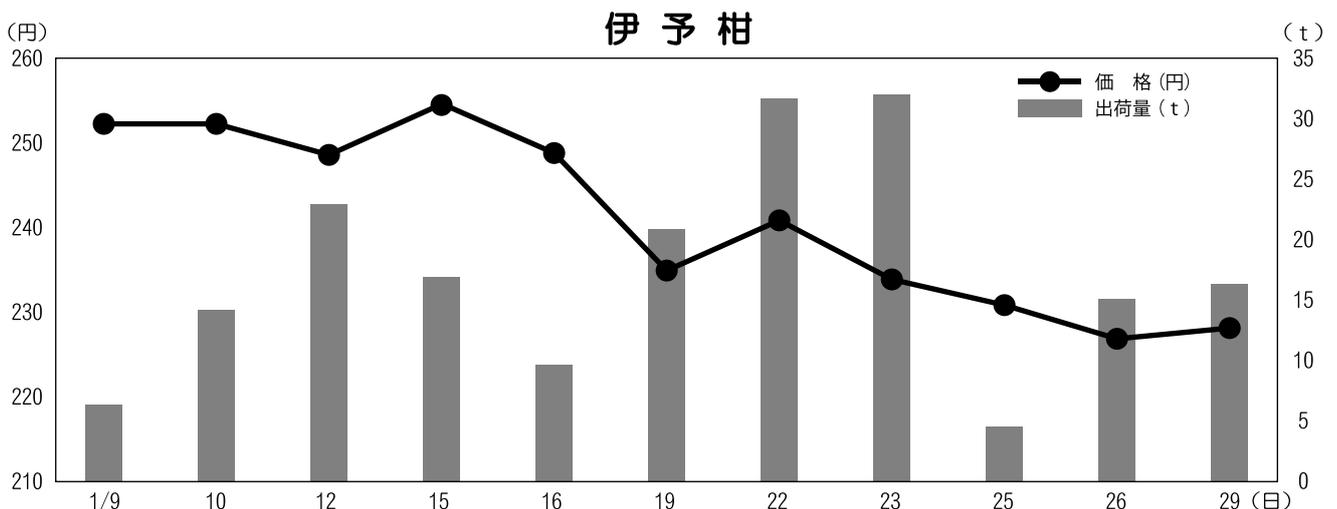
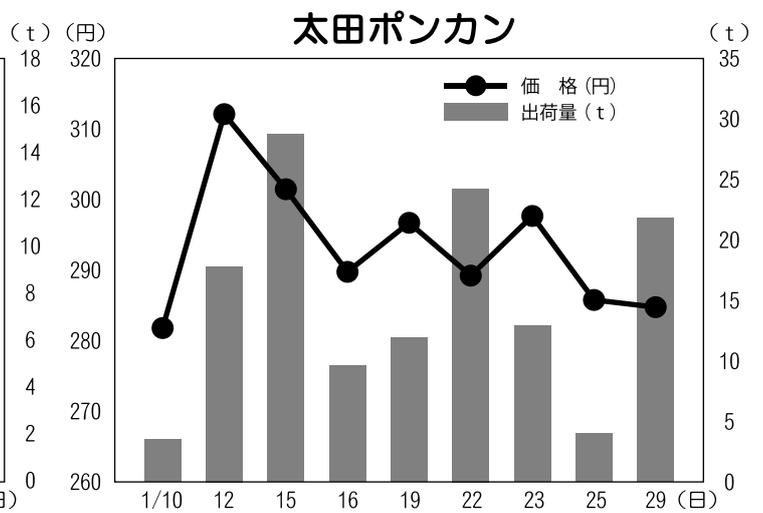
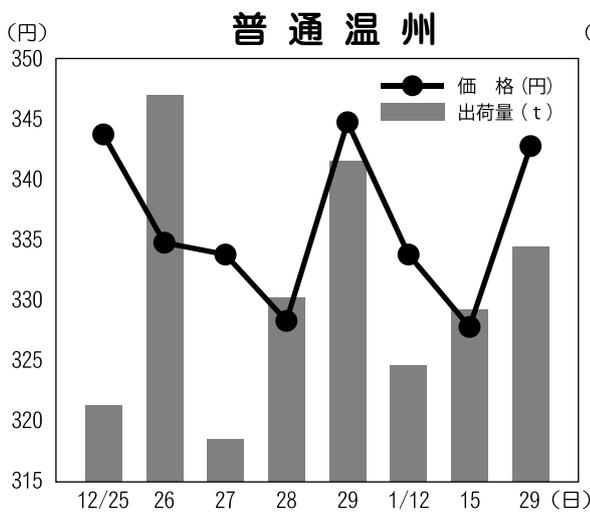
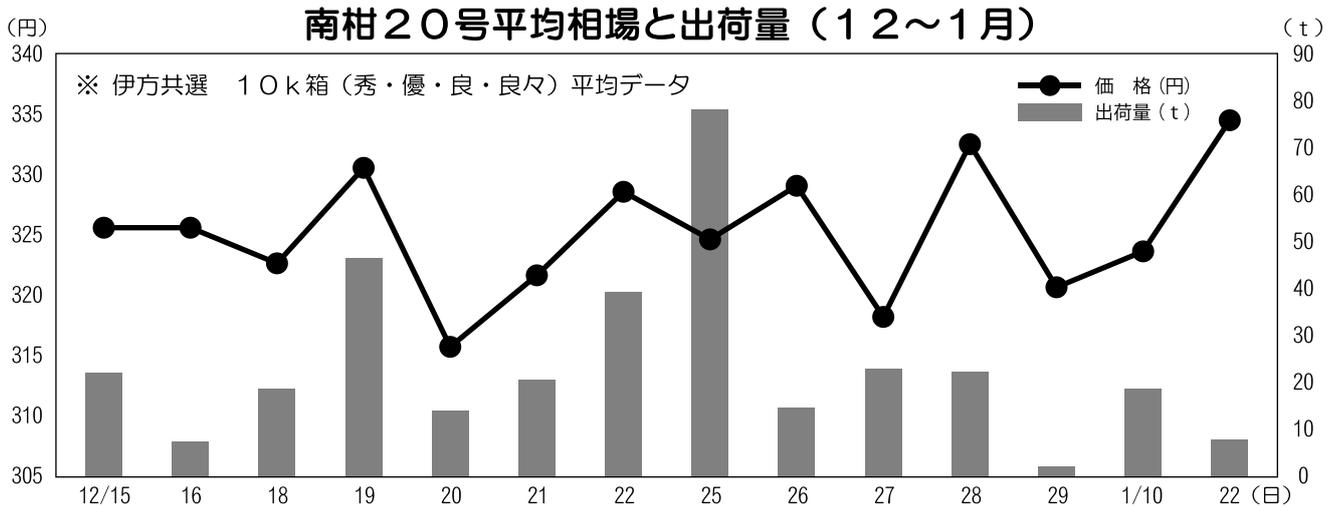


農業と愛媛県は初体験の大久保夫妻

かんきつ価格 好調！

南柑20号 1キロ 325円

下記のグラフは、伊方共選の各取引市場（12月下旬～1月）での10k（秀・優・良・良々）の平均相場と出荷量を示したものです。年明けの価格は、伊予柑が少し下降気味でしたが持ち直し、全体的に良好で、前年単価を上回っている状況です。しかし、寒波の襲来により果実への影響と着色の遅れが懸念されます。



活躍する農業団体

伊方支部青壮年同志会



会長 井上恵一朗

今年度の活動方針は、高品質果実生産を推進するため、タイベック敷設を積極的に実施しました。

伊方支部青壮年同志会の会員は、23名。農業者の減少と併せて会員も減少していますが少数精鋭で年間通して多様な事業及びきなはいや伊方まつりや農業祭で協賛した活動も行っていきます。1月13日は、伊方地区と町見地区でそれぞれ農業祭が開催され、伊方共選会場では伊方地区の会員がたこ焼きを、町見事業所会場では町見地区の会員がポテトフライと同志会OBやJA女性部の出店の手伝いを行いました。

他の事業は、耕作放棄地の伐採作業や小中学校での食育授業を行っています。また今年度は長崎県西海のマルチ被覆の視察研修を行いました。



NEW FACE

伊方町の新規就農者を紹介！！

いしざき ごうき
石崎 剛基 さん

- 生年月日：平成6年4月29日
- 住 所：伊方町中之浜
- 就 農 年：平成27年就農



自分の性格は？	温厚
就農のきっかけは？	両親の影響
農家に対するイメージは？	大変、カッコ悪い、忙しい
今後の目標は？	年俸3億
伊方町に望むことは？	若い農業者の仲間が欲しい

JA西宇和伊方支店 1月からリニューアルオープン



この度、かねてより進めて参りました伊方支店の改築が、滞りなく完了し、1月9日よりリニューアルオープン致しました。1階が金融・共済課、2階が大・小の会議室と近代的で光を多く取り入れ、有効に空間を活用しています。また、1階を事務所にすることにより、利用者にやさしい、便利性・機能性の高い事務所として今後活用していきたいと思ひます。



また、当伊方支店は、三崎出張所、瀬戸出張所、町見事業所を含めた半島ブロックの拠点としての機能も持ち合わせており、職員一丸となって皆様から、愛され、信頼され、親しまれる店舗づくりに努めてまいります。

さて、当地区は少子高齢化、担い手不足、荒廃園対策、有害鳥獣被害等、負の状況が続いておりますが、近年のみかん販売については、高単価で取引が続いており明るい兆しが見えてきました。額に汗した分は、必ず目に見える形で還元されると思ひます。今後も農業支援センターを拠点として、伊方町とも連携を密にして、組合員が集い交わり、交流出来る様、ソフト、ハード両面で支援していきたく思ひますので、引き続き、ご指導頂きます様お願い致します。（記事執筆：伊方支店長 峯本 安彦）

農業委員会からのお知らせ

農地は農地法などで固く守られています。

農地は、食料を生み出す大事な役割を持っていますので、たとえ自分の土地であろうと自由に売ったり買ったり、駐車場にしたりは出来ないこととなっています。

農地の売買や貸借には許可が必要です。(農地法第3条)

農地を耕作の目的で売買や贈与などで所有権を移転し、または賃借権、使用貸借権その他の権利を設定するときは、定められた手続きにより、農業委員会の許可が必要です。

農地を取得するには許可要件を定めており、要件をすべて満たさなければ許可されません。主な要件は、次のとおりです。

- 申請農地を含めて、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すると認められること。
- 法人の場合は、農業生産法人であること。
- 申請者または申請者の世帯員等が常時農業に従事(原則年間150日以上)すると認められること。
- 申請農地を含めて、耕作する農地の合計面積が下記の面積以上となること。

伊方地域及び三崎地域	……	30a
瀬戸地域	……………	40a
- 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

農地法3条の許可を要しない貸借

農業経営の規模拡大のため、農地の所有権の移転、賃借権の設定などをする場合は、農地法ではなく農業経営基盤強化促進法に規定により権利の移動をすることができます。受け手農家は一定の要件を満たしている必要がありますが、農地法の権利移動に比べて政策的なメリットが多い制度です。この制度により農地の権利移動をする場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく申請書を町に提出し、町の農用地利用集積計画の策定を受ける必要があります。

相続などで農地を取得したとき

相続や時効取得、法人合併などで農地の権利を取得した場合は、農地が所在する農業委員会への届出が必要です。

農地を転用するときは許可が必要です。(農地法第4条・第5条)

農地を宅地・工場用地・駐車場・山林など、農地以外の用途に転換する場合を農地の転用といいます。農地を一時的な資材置場・作業員仮宿舍・砂利採取場などにする場合にも、農地の転用になります。

たとえ自分の土地でも、農地を転用する場合は許可が必要です。自分名義の農地を自分が転用する場合は4条申請、他人名義の農地を買ってあるいは借りるなどして転用する場合は5条申請が必要となり、農業委員会を経て県知事の許可を受けなければなりません。また、登記地目が農地以外でも耕作の用に供されている土地も農地とみなされます。

許可を受けずに農地を転用することは農地法違反となり、工事の中止や原状回復命令がなされる場合があります、罰則の適用もあります。

なお、農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用申請前に農用地区域からの除外が必要となります。

問い合わせ先

**伊方町農業委員会
事務局**

☎38-2658

